

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年6月7日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第4号

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第8条 管理者は、毎月、給与を支給する際、職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して、これを職員に代わってそれぞれに払い込むことができる。 (1) <u>財団法人岩手県市町村職員互助会</u> の掛金及び貸付償還金 (2)～(9) [略]	第8条 管理者は、毎月、給与を支給する際、職員の給与から次の各号に掲げる掛金等に相当する金額を控除して、これを職員に代わってそれぞれに払い込むことができる。 (1) <u>一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構</u> の掛金及び貸付償還金 (2)～(9) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成24年5月1日から適用する。